

千葉県私立学校審議会

次第

日時 令和6年12月25日（水）

午前10時から

場所 千葉市中央区市場町1-1
県庁本庁舎5階 特別会議室

1. 開会
2. 議事録署名人指名
3. 審議事項諮問
4. 審議
別紙審議事項のとおり
5. その他の

審 議 事 項

○私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準の改正（案）
について
(議案第 1 号)

○高等学校広域通信制課程の学則変更認可について
(議案第 2 号)

学校名 あずさ第一高等学校
所在地 野田市野田
設置者 学校法人 野田鎌田学園

○専修学校設置計画について
(議案第 3 号)

非公開

○各種学校設置計画について
(議案第 4 号)

非公開

○専修学校設置者変更について
(議案第 5 号)

非公開

私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準の 改正（案）について

1 改正理由

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付の令和5年11月20日付け事務連絡「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）の策定について」の発出に伴う改正。

2 改正内容

【主な改正点】

- ① 他の都道府県に通信教育連携協力施設を設置する場合の規定について、標準例及びこれに係る事務連絡の留意事項に関する記載があるため、新たに明記。

<県取扱基準改正個所抜粋>

第5－1（通信教育連携協力施設）

- 3 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示さなければならない。
- 4 実施校の設置者は、設置する通信教育連携協力施設が所在する都道府県の知事が定める高等学校通信課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）に適合することを確認し、その結果を文書により示さなければならない。
- 9 他の都道府県に通信教育連携協力施設を設置する場合には、当該都道府県の意向を考慮するものとする。

<文部科学省 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）抜粋>

[7] 通信教育連携協力施設に関すること

- 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参考して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。

<文部科学省 事務連絡関係個所抜粋>

【留意事項】

- (1) (前略)「通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと」としているが、実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮すべきであること。

- ② 面接指導等実施施設の定義に係る標準例の記載に合わせ、分校に関する規定を新たに明記。

<県取扱基準改正個所抜粋>

第5－2（面接指導等実施施設）

2 面接指導等実施施設は、実施校の分校（設置者が専ら当該実施校の教育の用に供するため、実施校とは別に設置して、実施校に準じた基準を満たす施設をいう。）又は協力校であることを基本としなければならない。ただし、教育上支障がない場合は、学校法人が所有する教育施設（大学、高等専門学校、専修学校、各種学校）又は、指定技能教育施設（法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）を面接指導等実施施設とすることができる。

<文部科学省 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）抜粋>

[7] 通信教育連携協力施設に関すること

2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であること基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができること。

3 施行期日 令和7年2月1日（予定）

私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準 新旧対照表

新	旧
私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準	私立高等学校の通信制課程設置認可等に関する取扱基準
第1 (趣旨) 私立高等学校の通信制課程の設置認可等については、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号。以下「規程」という。)、その他関係法令の規定によるほか、私立高等学校の設置認可に関する基準(平成17年4月1日施行)及びこの取扱基準に定めるところによる。	第1 (趣旨) 私立高等学校の通信制課程の課程の設置認可等については、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号。以下「規程」という。)、その他関係法令の規定によるほか、私立高等学校の設置認可に関する基準(平成17年4月1日施行)及びこの取扱基準に定めるところによる。
第2 (基本方針) 中学校卒業者数が減少期にある間は、原則として、私立高等学校の通信制課程の設置(収容定員の増員を含む。)認可是抑制する。	第2 (基本方針) 中学校卒業者数が減少期にある間は、原則として、私立高等学校の通信制課程の設置(収容定員の増員を含む。)認可是抑制する。
第3 (規模) 1 通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内になければならない。 2 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示さなければならぬ。	第3 (規模) 1 通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内になければならない。 2 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示さなければならぬ。
第4 (通信教育実施区域) 1 通信制の課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)の通信教育を受けける生徒の住所の範囲(以下「通信教育実施区域」という。)は、面接指導に支障のない範囲で定めなければならない。 2 通信教育実施区域に他の都道府県を加える場合には、当該都道府県の意向を考慮するものとする。	第4 (通信教育実施区域) 1 通信制の課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)の通信教育を受けける生徒の住所の範囲(以下「通信教育実施区域」という。)は、面接指導に支障のない範囲で定めなければならない。 2 通信教育実施区域に他の都道府県のほか他の都道府県を加える場合には、当該都道府県の意向を考慮するものとする。
第5-1 (通信教育連携協力施設) 1 実施校の設置者は、規程第3条に規定する通信教育連携協力施設(面接指導等実施施設及び学習等支援施設をいう。以下同じ。)を設置する場合は、当該施設の設置者と連携協力を十分に図り、生徒の修学に支障のないようにしなければならない。	第5-1 (通信教育連携協力施設) 1 実施校の設置者は、規程第3条に規定する通信教育連携協力施設(面接指導等実施施設及び学習等支援施設をいう。以下同じ。)を設置する場合は、当該施設の設置者と連携協力を十分に図り、生徒の修学に支障のないようにしなければならない。

2	通信教育連携協力施設は、以下を満たさなければならない。	2	通信教育連携協力施設は、以下を満たさなければならぬ。
(1)	実施校の設置者は、施設の設置について当該施設の設置者の了承を得ていること。	(1)	実施校の設置者は、施設の設置について当該施設の設置者の了承を得ていること。
(2)	提供される施設・設備については、教育上、安全上支障がないこと。	(2)	提供される施設・設備については、教育上、安全上支障がないこと。
(3)	風俗営業等の教育上ふさわしくない施設が周辺に数多く立地しているなど、高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していること。	(3)	風俗営業等の教育上ふさわしくない施設が周辺に数多く立地しているなど、高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していること。
3	<u>実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示さなければならぬ。</u>	(新設)	<u>実施校の設置者は、設置する通信教育連携協力施設が所在する都道府県の知事が定める高等学校通信課程の設置認可基準に適合することを確認しなければならない。</u>
4	<u>実施校の設置者は、設置する通信教育連携協力施設が所在する都道府県の知事が定める高等学校通信課程の設置認可基準(当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。)に適合することを確認し、その結果を文書により示さなければならない。</u>	3	<u>実施校の設置者は、設置する通信教育連携協力施設が所在する都道府県の知事が定める高等学校通信課程の設置認可基準に適合することを確認しなければならない。</u>
5	<u>実施校の設置者は、学則において、設置する通信教育連携協力施設ごとに名称、所在地、定員及び教職員数を定めなければならない。</u>	4	<u>実施校の設置者は、学則において、設置する通信教育連携協力施設ごとに名称、所在地、定員及び教職員数を定めなければならない。</u>
6	<u>実施校の設置者は、学則の規定を変更する場合は、あらかじめ知事に申請又は届出を行わなければならない。</u>	5	<u>実施校の設置者は、学則の規定を変更する場合は、あらかじめ知事に申請又は届出を行わなければならない。</u>
7	<u>実施校の設置者は、各年度2回以上、設置する通信教育連携協力施設の管理運営が適切に行われていることを現地で確認しなければならない。</u>	6	<u>実施校の設置者は、各年度2回以上、設置する通信教育連携協力施設の管理運営が適切に行われていることを現地で確認しなければならない。</u>
8	<u>実施校の設置者は、各年度1回以上、設置する通信教育連携協力施設の管理運営について、生徒、保護者、教職員等に教育上、安全上、支障がないか確認するとともに必要な改善を図らなければならない。</u>	7	<u>実施校の設置者は、各年度1回以上、設置する通信教育連携協力施設の管理運営について、生徒、保護者、教職員等に教育上、安全上、支障がないか確認するとともに必要な改善を図らなければならない。</u>
9	<u>他の都道府県に通信教育連携協力施設を設置する場合は、当該都道府県の意向を考慮するものとする。</u>		
第5－2 (面接指導等実施施設)		第4－2 (面接指導等実施施設)	
1	実施校の設置者は、面接指導等実施施設を設置する場合は、実施校と同等の教育の質を確保していることを確認し、その結果を文書により示さなければならない。	1	実施校の設置者は、面接指導等実施施設を設置する場合は、実施校と同等の教育の質を確保しなければならない。
2	<u>面接指導等実施施設は、実施校の分校(設置者が専ら当該実施校の教育の用に供するため、実施校とは別に設置して、実施校に準じた基準を満たす施設をいう。)又は協力校であることを基本としなければならない。</u>	2	<u>面接指導等実施施設は、学校法人が所有する教育施設(大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校)又は、指定技能教育施設(法第五十五条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をい</u>

らない。ただし、教育上支障がない場合は、学校法人が所有する教育施設（大学、高等専門学校、専修学校、各種学校）又は指定技能教育施設（法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）を面接指導等実施施設とすることができます。

3 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、
実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されなければならない。

第5－3（学習等支援施設）

- 1 実施校の設置者は、学習等支援施設を設置する場合は、当該施設の責任者を明確にし、実施校との連絡体制を整備しなければならない。
- 2 実施校の設置者は、学習等支援施設との関係について、生徒及び保護者等の誤解を招くような連携を行ってはならない。

第6（通信教育の方法）

- 1 面接指導及び試験は、実施校又は面接指導等実施施設において行うものとする。
- 2 面接指導等実施施設において面接指導等を行う場合は、実施校の教員が行わなければならない。

第7（教職員）

- 1 教職員の数については、規程第5条に定める基準に適合し、かつ、各教科・科目の指導、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとしなければならない。
- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員が配置なされなければならない。
- 3 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置かなければならぬ。

第8（生徒募集）

- 実施校の設置者は、適切な時期に生徒募集を実施し、入学志願者及びその保護者が実施校の通信制課程としての教育内容及び方法を正しく理解できるよう配慮しなければならない。

第9（生徒募集）

- 実施校の設置者は、適切な時期に生徒募集を実施し、入学志願者及びその保護者が実施校の通信制課程としての教育内容及び方法を正しく理解できるよう配慮しなければならない。

第4－3（学習等支援施設）

- 1 実施校の設置者は、学習等支援施設を設置する場合は、当該施設の責任者を明確にし、実施校との連絡体制を整備しなければならない。
- 2 実施校の設置者は、学習等支援施設との関係について、生徒及び保護者等の誤解を招くような連携を行ってはならない。

第5（通信教育の方法）

- 1 面接指導及び試験は、実施校又は面接指導等実施施設において行うものとする。
- 2 面接指導等実施施設において面接指導等を行う場合は、実施校の教員が行わなければならない。

第6（教職員）

- 教職員の数については、規程第5条に定める基準に適合し、かつ、各教科・科目の指導、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとしなければならない。
- （新設）

（新設）

- 実施校の設置者は、適切な時期に生徒募集を実施し、入学志願者及びその保護者が実施校の通信制課程としての教育内容及び方法を正しく理解できるよう配慮しなければならない。

第9 (設置認可後の履行状況の確認)

- 1 知事は、実施校の設置者等が、設置認可後に設置計画を履行するに当たり留意すべき事項があると認めることは、当該事項の内容を通知するものとする。
2 知事は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるとときは、実施校の設置者等に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成19年2月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年9月11日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。
2 中学校卒業者数が減少期にある間は、私立高等学校の通信制課程を新たに設置する場合、次の事項を満たさなければならぬ。
(1) 社会情勢の変化に伴う新たな需要に対応するため、極めて必要性の高い教育を行う場合
(2) 生徒を取り巻く諸課題に対応した多様で柔軟な教育を行い、教育条件の著しい向上に資する場合
- 3 前項の規定により認可する場合、特に、次の事項を確認できるものであることとする。
(1) 将来的にも十分な生徒確保の見込みがあること
(2) 将来的にも経営基盤の安定性が確保されていること

第8 (設置認可後の履行状況の確認)

- 1 知事は、実施校の設置者等が、設置認可後に設置計画を履行するに当たり留意すべき事項があると認めるとときは、当該事項の内容を通知するものとする。
2 知事は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるとときは、実施校の設置者等に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成19年2月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成19年2月2日から施行する。
- 2 新たに設置する場合、次の事項を満たさなければならない。
(1) 社会情勢の変化に伴う新たな需要に対応するため、極めて必要性の高い教育を行う場合
(2) 生徒を取り巻く諸課題に対応した多様で柔軟な教育を行い、教育条件の著しい向上に資する場合
- 3 前項の規定により認可する場合、特に、次の事項を確認できるものであることとする。
(1) 将来的にも十分な生徒確保の見込みがあること
(2) 将来的にも経営基盤の安定性が確保されていること

附則 (施行期日)	(新設)
1 この基準は、令和7年2月1日から施行する。	

議案第2号

高等学校広域通信制課程の学則変更認可について

1 学 校 名 あずさ第一高等学校（平成17年3月28日認可）

2 位 置 千葉県野田市野田405番地の1

3 設 置 者 学校法人 野田鎌田学園 理事長 長森 修三

4 課 程 広域通信制課程（通信教育を行う区域：16都道府県）

5 収容定員 3,600名

6 変更内容 学習等支援施設の移転に伴う住所変更及び総定員内募集人数の変更

(1) 住所変更

あずさ第一高等学校 渋谷キャンパス	
旧	住所：東京都渋谷区桜丘町5番4号
新	住所：東京都渋谷区桜丘町4番24号桜ヶ丘平井ビル7階

(2) 総定員内募集人数の変更（総定員3600名は変更なし）

	旧	新
渋谷キャンパス	150名	40名
立川キャンパス	250名	360名

7 変更時期 令和7年1月1日

別表5

(新)

学習等支援施設					
都道府県名	運営主体	施設名称	所在地	定員	教職員数
千葉県	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 柏キャンパス	〒277-0843 千葉県柏市明原一丁目2番2号	220	10
千葉県	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 千葉キャンパス	〒260-0045 千葉県千葉市中央区弁天一丁目3番5号	330	12
埼玉県	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 さいたまキャンパス	〒331-0812 埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目23番9号	230	12
東京都	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 渋谷キャンパス	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町4番24号 桜ヶ丘平井ビル7階	40	8
東京都	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 立川キャンパス	〒190-0023 東京都立川市柴崎町三丁目8番14号	360	12
東京都	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 町田キャンパス	〒194-0022 東京都町田市森野一丁目39番10号	360	14
神奈川県	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 横浜キャンパス	〒221-0834 神奈川県横浜市神奈川区台町14番22号	180	8
千葉県	株式会社 ニューオリンピッククラブ	アニマル・ ベジテイション・ カレッジ	〒289-1622 千葉県山武郡芝山町宝馬21-5	90	8
千葉県	NPO法人 未来塾	未来塾	〒278-0005 千葉県野田市宮崎205	30	6
静岡県	特定非営利活動法人 国際教育文化協会	あいの国際高等学院	〒437-0013 静岡県袋井市新屋一丁目2-1	30	6
静岡県	ビューティーしづおか 協同組合	浜松クレアックス ビューティーカレッジ	〒430-0929 静岡県浜松市中央区中央1丁目4-15	30	6
千葉県	学校法人 中央技術学園	中央自動車大学校	〒273-0131 千葉県鎌ヶ谷市軽井沢2130-1	120	10
千葉県	学校法人 パリ美容国際学園	パリ総合美容専門学校 千葉校	〒260-0854 千葉県千葉市中央区長洲1-15-12	90	8
千葉県	学校法人 パリ美容国際学園	パリ総合美容専門学校 柏校	〒277-0005 千葉県柏市柏3-4-7	60	8
東京都	学校法人 愛泉会	芸術工芸高等専修学校	〒206-0001 東京都多摩市和田1717-2	90	10
東京都	学校法人 鈴学園	すず学園高等専修学校	〒143-0016 東京都大田区大森北6-13-2	60	8
東京都	学校法人 高橋学園	専門学校 東京CPA会計学院	〒164-0001 東京都中野区中野3-39-9	60	8

別表5

(Ⅰ)

学習等支援施設					
都道府県名	運営主体	施設名称	所在地	定員	教職員数
千葉県	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 柏キャンパス	〒277-0843 千葉県柏市明原一丁目2番2号	220	10
千葉県	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 千葉キャンパス	〒260-0045 千葉県千葉市中央区弁天一丁目3番5号	330	12
埼玉県	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 さいたまキャンパス	〒331-0812 埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目23番9号	230	12
東京都	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 渋谷キャンパス	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町5番4号	150	8
東京都	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 立川キャンパス	〒190-0023 東京都立川市柴崎町三丁目8番14号	250	12
東京都	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 町田キャンパス	〒194-0022 東京都町田市森野一丁目39番10号	360	14
神奈川県	学校法人 野田鎌田学園	あずさ第一高等学校 横浜キャンパス	〒221-0834 神奈川県横浜市神奈川区台町14番22号	180	8
千葉県	株式会社 ニューオリンピッククラブ	アニマル・ ベジテイション・ カレッジ	〒289-1622 千葉県山武郡芝山町宝馬21-5	90	8
千葉県	NPO法人 未来塾	未来塾	〒278-0005 千葉県野田市宮崎205	30	6
静岡県	特定非営利活動法人 国際教育文化協会	あいの国際高等学院	〒437-0013 静岡県袋井市新屋一丁目2-1	30	6
静岡県	ビューティーしづおか 協同組合	浜松クレアックス ビューティーカレッジ	〒430-0929 静岡県浜松市中央区中央1丁目4-15	30	6
千葉県	学校法人 中央技術学園	中央自動車大学校	〒273-0131 千葉県鎌ヶ谷市軽井沢2130-1	120	10
千葉県	学校法人 パリ美容国際学園	パリ総合美容専門学校 千葉校	〒260-0854 千葉県千葉市中央区長洲1-15-12	90	8
千葉県	学校法人 パリ美容国際学園	パリ総合美容専門学校 柏校	〒277-0005 千葉県柏市柏3-4-7	60	8
東京都	学校法人 愛泉会	芸術工芸高等専修学校	〒206-0001 東京都多摩市和田1717-2	90	10
東京都	学校法人 鈴学園	すず学園高等専修学校	〒143-0016 東京都大田区大森北6-13-2	60	8
東京都	学校法人 高橋学園	専門学校 東京CPA会計学院	〒164-0001 東京都中野区中野3-39-9	60	8

学則変更条項新旧対照表

新学則	旧学則
附則 <u>この学則は、令和7年1月1日から施行する。</u>	附則
別表5（学習等支援施設一覧） <u>（別添のとおり）</u>	別表5（学習等支援施設一覧） <u>（別添のとおり）</u>

学則変更条項新旧対照表

新学則	旧学則
<p>第4条（課程、学科、定員、修業年限、科目履修生）</p> <p>2項 特定の各教科・科目の履修を希望するものに対し、科目履修生として履修を許可することができる。</p>	<p>第4条（課程、学科、定員、修業年限、科目履修生）</p> <p>2項 特定の各教科・科目の履修を希望するものに対し、<u>当該教科・科目の定員の範囲内において</u>、科目履修生として履修を許可することができる。</p>
<p>第6条（休業日）</p> <p>(7) <u>学園創立記念日 10月 1日</u></p>	<p>第6条（休業日）</p> <p>(7) <u>学校創立記念日</u></p>
<p>第12条（単位の認定）</p> <p>5項 削除</p>	<p>第12条（単位の認定）</p> <p><u>5項 校長は、単位修得の認定をした生徒に、単位修得証を交付することができる。</u></p>
<p>第19条（入学手続）</p> <p>入学を許可された者は、所定の時期までに、保護者等及び保証人と連署した誓約書<u>を校長に提出しなければならない。</u></p> <p>2項 前項の規定にかかわらず、満<u>18</u>歳を超えた者は、保証人及び本人とする。</p>	<p>第19条（入学手続）</p> <p>入学を許可された者は、所定の時期までに、保護者及び保証人と連署した誓約書<u>並びに本人及び保護者の住民票記載事項証明書を添えて</u>校長に提出しなければならない。</p> <p>2項 前項の規定にかかわらず、満<u>20</u>歳を超えた者は、保証人及び本人とする。</p>
<p>第22条（保護者等及び保証人）</p> <p>保護者等は、生徒の一身上の責任を負うものとし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。</p> <p>2項 保証人は保護者等に事故あるときは保護者等に代わり、前項に規定する責務を果たさなければならない。</p> <p>4項 保護者等又は保証人に変更があった場合は、生徒は速やかに校長に変更の届け出を行わなければならない。</p> <p>5項 保護者等又は保証人が、転籍、転居、氏名変更したときは、生徒は速やかに校長に届け出なければならない。</p>	<p>第22条（保護者及び保証人）</p> <p>保護者は、生徒の一身上の責任を負うものとし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。</p> <p>2項 保証人は保護者に事故あるときは保護者に代わり、前項に規定する責務を果たさなければならない。</p> <p>4項 保護者又は保証人に変更があった場合は、生徒は速やかに校長に変更の届け出を行い、かつ改めて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>5項 保護者又は保証人が、転籍、転居、氏名変更又は改印したときは、生徒は速やかに校長に届け出なければならない。</p>

第 24 条（休学）

生徒が、病気その他やむを得ない事由のため3ヶ月以上出席することができない場合は、その事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

第 25 条（復学）

休学中の生徒が、休学期間に復学しようとするときは、その事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署して、校長に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気による休学だった場合は、医師の診断書を添えるものとする。

第 27 条（転学）

生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、事由を具し、保護者等及び保証人と連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

第29条（生徒納付金）

2 項 授業料及び諸経費等は、本校に在籍する間は、年度の初めに年度分を納付、もしくは各期ごとに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると校長が認めた場合は、その納付の方法について異なる場合がある。

第 35 条（職員）

本校に次の職員を置く。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 校長 | 1 人 |
| (2) 副校長 | 1 人以上 |
| (3) 教頭 | 1 人以上 |
| (4) 教諭 | 1 0 人以上 |
| (5) 事務長 | 1 人 |
| (6) 事務職員 | 3 人以上 |

第 24 条（休学）

生徒が、病気その他やむを得ない事由のため3ヶ月以上出席することができない場合は、その事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

第 25 条（復学）

休学中の生徒が、休学期間に復学しようとするときは、その事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署して、校長に願い出てその許可を受けなければならぬ。ただし、病気による休学だった場合は、医師の診断書を添えるものとする。

第 27 条（転学）

生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、事由を具し、保護者及び保証人と連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

第29条（生徒納付金）

2 項 授業料及び諸経費等は、本校に在籍する間は、年度の初めに年度分の前納、もしくは前期、後期ごとに、各期分を前納しなければならない。ただし、特別の事情があると校長が認めた場合は、その納付の方法について異なる場合がある。

第 35 条（職員）

本校に次の職員を置く。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 校長 | 1 人 |
| (2) 副校長 | 1 人以上 |
| (3) 教諭 | 1 0 人以上 |
| (4) 事務長 | 1 人 |
| (5) 事務職員 | 3 人以上 |
| (6) 学校医・歯科医・薬剤師 | 各 1 人 |

(7) 学校医・歯科医・薬剤師 各1人
3項 第1項第4号に掲げる教諭は、教育上支障がない場合は、助教諭、又は講師をもってこれに代えることができる。

附則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

3項 第1項第3号に掲げる教諭は、教育上支障がない場合は、助教諭、又は講師をもってこれに代えることができる。

附則